

広島県告示第五百八十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第一百五条第二項第二号口の規定による加入区（区域及び区分）を次のとおり定めた。

平成十九年五月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

法第百四条第二号に掲げる漁業

区 域	区 分
吉浦区域（吉浦漁業協同組合の地区）	総トン数十トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業